フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書であって金融商品取引法第二十四条の五第一項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。）若しくは第二種中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書であって同表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。）若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書であって同表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。）を記載した半期報告書を提出していない者は、有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

２　［略］

３　第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第二号様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二　開示府令第二号の二様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

三　開示府令第二号の三様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

四　開示府令第二号の四様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

五　開示府令第二号の五様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

六　開示府令第二号の六様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

七　開示府令第二号の七様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（不良債権の状況の発行登録書における開示）

第九条　発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

［２・３　略］

フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）を記載した半期報告書を提出していない者は、有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

２　［同上］

３　［同上］

一　開示府令第二号様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

二　開示府令第二号の二様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

三　開示府令第二号の三様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

四　開示府令第二号の四様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

五　開示府令第二号の五様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況［号を加える。］

［号を加える。］

（不良債権の状況の発行登録書における開示）

第十条　発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

［２・３　同上］